

平成 16 年 2 月 24 日
事務連絡

厚生労働省
規制改革担当官 殿

総合規制改革会議
構造改革特区・官製市場改革WG

資料請求について

2月2日の「構造改革特区提案および規制改革全国要望に関する意見交換会」において、委員、専門委員から貴省に対して要求のありました事項等について、総合規制改革会議令第5条第1項に基づき、下記のとおり資料、データ等の提出をお願い致します。原則として、提出された資料はホームページ等において公開させていただきます。なお、期限までに提出が困難な場合は、その理由及び提出可能な時期についてもご回答いただきたくお願い致します。また、この他にも追加依頼、回答を踏まえた再依頼などが有り得ますことをお含みおき下さい。

記

1. 提出期限

3月2日(火) 12時

2. 質問内容

貴省説明によれば美容師の数は理容師よりも多いとのことだが、美容師・理容師及び美容所・理容所の数に関して、現状及びこれまでの推移を示すデータを御教示願いたい。

貴省からは、美容師資格と理容師資格との間で教育課程が異なるとの指摘があったが、それぞれの資格を取るための教育内容、期間について具体的に御教示願いたい。

貴省の説明によれば、理容師と美容師の教育課程が異なることから、同一店内に理容師と美容師が混在する場合には消費者がいずれかを選択できないことが問題と指摘していたが、理容師と美容師の混在するカット専門店において、職員がいずれの資格を保持しているかを表示する際には問題は解消されると思われる。この点に関して、貴省の見解について回答されたい。

3. 連絡先

内閣府総合規制改革会議事務局 吉屋
hiroyuki.yoshiya@op.cao.go.jp 電話：5501-2829